

藤枝市避難指示等伝達用紙について

豪雨等により市内で河川の氾濫による水害やがけ崩れ等の土砂災害が発生する可能性が高まり、避難が必要となる場合に、状況の深刻度に応じ、藤枝市長が

「高齢者等避難」・・・警戒レベル3

「避難指示」・・・警戒レベル4

を発表します。

この時の情報伝達方法として同報無線、キックオフメール、緊急速報メール、ホームページ等への記載、自主防災組織への電話連絡、テレビ・ラジオ等による情報伝達があります。

このうち自主防災会組織への連絡として、市役所から自主防災会長様と自治会長様へ「藤枝市避難指示等伝達用紙」に沿って電話連絡をします。この伝達用紙は正確な情報が行き届くように、市と自主防災会組織双方が持ち、連絡内容を相互に確認するためのもので、様式は「水害」と「土砂災害」の2種類があります。

市役所から電話がありましたら、この伝達用紙をメモとして使用し、必要事項を記入してください。電話が終わった時にこの伝達用紙を見れば必要事項がわかるという仕組みになっています。

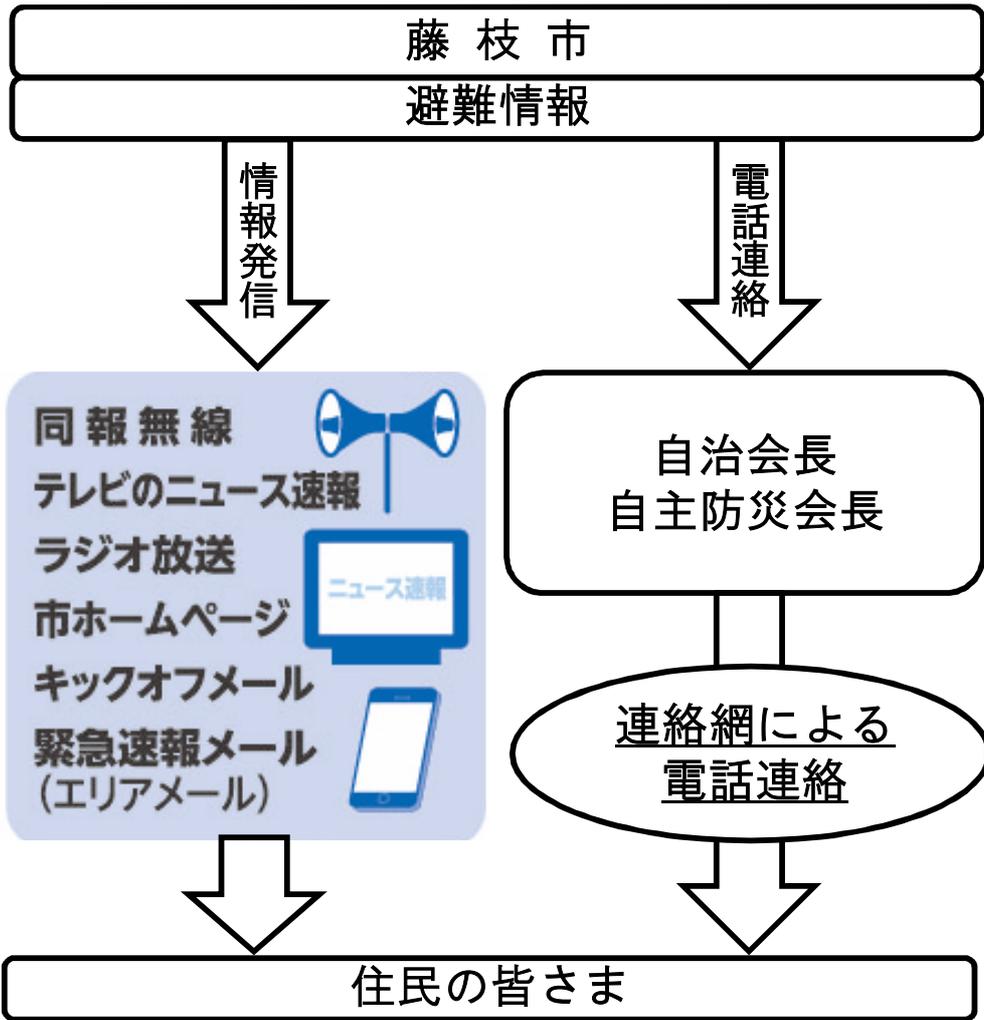
自主防災会組織の皆さまには、避難情報が確実に住民の皆さまに行き届くように、緊急時の「連絡網」の作成をお願いします。

市役所からの電話が終わりましたら、各自主防災会の連絡網に従って各家庭に連絡をお願いします。その際にも、この伝達用紙を活用してください。

※「藤枝市避難指示等伝達用紙」は市役所ホームページからも様式をダウンロードすることができます。市役所河川課においても、様式を配布しています。

問い合わせ先 藤枝市河川課(水害対策室) 054-643-3516

住民の皆さんへの「避難情報」伝達の流れ



市ホームページからの「伝達用紙」入手方法

市ホームページのトップページで「避難指示」と検索

検索結果の一番上を選択

伝達用紙を選択

藤枝市 Fujieda City

避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて

近年、全国各地で局地的豪雨が頻発しており、それに伴う水害・土砂災害等の発生が危惧されています。こうした中、各自治体においては、適切な避難勧告および住民への迅速な伝達が重要な課題となります。

このため、国・県では、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に避難勧告等を発令するべきか、の判断基準について取りまとめたマニュアルの整備を各自治体に要請し、本市においても、県・気象台等の関係機関の指導を得る中、平成23年4月1日から運用を開始しています。

- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル概要 (PDF: 350.6KB)
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル (PDF: 766.3KB)
- 避難勧告等伝達用紙 (水害版) (自主防災会長用) (PDF: 58.4KB)
- 避難勧告等伝達用紙 (水害版) (自治会長用) (PDF: 58.7KB)
- 避難勧告等伝達用紙 (土砂災害版) (自主防災会長用) (PDF: 52.0KB)
- 避難勧告等伝達用紙 (土砂災害版) (自治会長用) (PDF: 52.2KB)

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p>	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 <p>災害の おそれ高い</p>	ひなんしじ <b>避難指示※2</b>	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 <p>災害の おそれあり</p>	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難※3</b>	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 <p>気象状況悪化</p>	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 <p>今後気象状況 悪化のおそれ</p>	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません!**

避難勧告は廃止されます。

これからは、

**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難**

しましょう。

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難で**危険な場所から避難

しましょう。



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所  
への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



安全な親戚・知人宅  
への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

安全なホテル・旅館  
への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



藤枝市土砂災害・洪水ハザードマップ

土砂災害・洪水ハザードマップを  
はじめ、集中豪雨や台風などに  
よる風水害や土砂災害から身を守る  
ためのさまざまな情報が掲載され  
ています。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。